

別表1 (第3条、第8条関係)

1 対象事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費※(1)	4 間接補助率	5 間接交 付主体	6 補助率	7 補助上限額	8 重要な変更
生産基盤整備対策 ※(2)(3)	J A、生産 組織等	梨団地整備に係る経費 ・新植または改植(全面改植)にかかる経費 (抜根、伐採、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及びジョ イント仕立ての特許料、既存の梨団地を再整備する場合の 施設等の撤去等にかかる経費) ・果樹棚、網掛け施設の整備にかかる経費 ・かん水施設、排水施設、園内道等の整備にかかる経費	3/4	市町村	3/4		補助金の増額
育成促進対策※(4)(5)	市町村	新植、改植を行った者に対して、別表2の奨励金を交付するの に要する経費			1/2		
借地料支援※(4)	J A、生産 組織等	育成期間中の借地料(土地改良に係る賦課金を含む)	2/3		1/3	37千円/10a	
参加者募集支援	J A、生産 組織等	梨団地に参入する新規就農者等の確保に係る経費(就農モデル 等の情報を盛り込んだ産地PRビデオ・募集パンフレットの作 成・配布、視察・研修等の受け入れに係る経費(資料代、講師 料等)等)	2/3	市町村	1/2	600千円(1 事業実施主 体あたり)	

- ※(1) 補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- ※(2) 鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日付第201300206510号農林水産部長通知)の別表2の1に定める国事業の取組及び同表の2に定めるやらいや果樹園整備の取組を実施する場合のみを事業対象とする。
- ※(3) 鳥取梨生産振興事業及び柿ぶどう等生産振興事業実施要領(平成26年4月1日付第201300206512号農林水産部長通知。以下、「要領」という。)第3の(2)イ(ア)に定める品種を対象とする。ただし、新規就農者等の入植を予定する場合は植栽品種の制限は行わない。施工箇所毎の下限面積及び植栽密度、やらいや果樹園整備の取組、植栽した対象品種の処分、ジョイント仕立てを行う場合の特例、網掛け施設の網の整備時期については、要領第3に定めるとおりとする。
- ※(4) 新規就農者等の入植またはそれを予定する場合のみを対象とし、育成の開始から5カ年を支援の限度とする。
- ※(5) 育成促進対策のうち、育成管理を中止する場合と再交付の禁止については、要領第3の(2)に定めるとおりとする。

別表2

奨励金の額(円/10a)	
ジョイント栽培の場合	ジョイント栽培以外の場合
600,000	340,000